預金保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十一号

預金保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第百二十六条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

預金保険法施行令（昭和四十六年政令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条中「十七兆円」を「三十五兆円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

財務大臣　麻生　太郎

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第三十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第十条第一項の規定に基づき、子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

子ども・子育て支援法附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業を定める内閣府令

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）附則第十条第一項に規定する保育緊急確保事業は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの保育その他の子ども・子育て支援に関する事業とする。

一　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）における保育を行うことに要する費用のうち次に掲げる費用の一部を補助する事業

イ　認定こども園である認定こども園法第三条第三項に規定する幼保連携施設を構成する施設であって、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするもの（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）に在籍している小学校就学前子どものうち同法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対する保育を行うことに要する費用

ロ　認定こども園である幼稚園（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）に在籍している小学校就学前子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対し教育課程に係る教育時間の終了後等に保育を行うことに要する費用

ハ　認定こども園のうち認定こども園法第三条第一項の認定を受けた保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下同じ。）（学校法人又は社会福祉法人が設置するものに限る。）に在籍している満三歳以上の小学校就学前子どものうち同法第三十九条第一項に規定する幼児以外の者に対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことに要する費用

二　幼稚園又は当該幼稚園と併せて設置している施設（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。以下この号において「私立幼稚園等」という。）であって認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けていないもの（本事業開始後五年以内に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十八号）により改正された認定こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第十三条第一項の規定により都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（新認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。）の条例で定める基準又は認定こども園法第三条第一項若しくは第三項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合することが見込まれるものに限る。）において、適当な設備を備える等により、当該私立幼稚園等に在籍している小学校就学前子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児に対し教育課程に係る教育時間の終了後等に教育活動等を行うことに要する費用の一部を補助する事業

三　山間地、離島その他の保育所を設置することが困難な地域に設置された施設において、適当な設備を備える等により、児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児若しくは幼児又は市町村長が必要と認める児童（同法第四条第一項に規定する児童をいう。第十五号において同じ。）に対し保育を行う事業

四　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業

五　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業に従事する複数の家庭的保育者（同項に規定する家庭的保育者をいう。）が同一の場所において保育を行う事業（利用定員が六人以上十五人以下であるものに限る。）

六　児童福祉法第三十九条第一項に規定する乳児又は幼児について、当該乳児又は幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

七　子ども及びその保護者が、認定こども園、幼稚園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第五項の規定による公示がされたものを除く。）及び保育所（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けたもの及び同条第五項の規定による公示がされたものを除く。）その他の子ども・子育て支援（以下「認定こども園等」という。）を確実かつ円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、子ども及びその保護者と市町村、認定こども園等との連絡調整その他の子ども及びその保護者に必要な支援の提供を総合的に行う事業

政令第百六十二号

地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「八百五十億円」を「千億円」に、「三千四百八十八億円」を「三千六百二十億円」に、「五万八千五百十二分の五万八千二百七十六」を「六万六千三百八十分の六万六千七十六」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の地震保険に関する法律施行令第三条の規定は、この政令の施行の日以後に締結する地震保険に関する法律第三条第一項に規定する再保険契約について適用し、同日前に締結した同項に規定する再保険契約については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三